

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 株式会社中山建設 (法人番号9060001013912)
業者の住所 : 栃木県那須烏山市田野倉819-1
- 2 指名停止措置期間 : 令和6年5月22日 から 令和6年8月21日 まで(3か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 北関東防衛局管轄区域
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県)
- 4 事 実 概 要 : 上記有資格業者の代表取締役は、令和4年7月から9月にかけて職務上の便宜を図った見返りに那須烏山市職員へ賄賂を供与したとして、令和6年3月7日、贈賄罪により宇都宮区検察庁から略式起訴された。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第3号ア(贈賄)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)
付表第2

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 3 次のア、イ又はウに掲げる者が対象区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3月以上9月以内 2月以上6月以内 1月以上3月以内